

★★★ <第28回知的財産翻訳検定試験【第15回和文英訳】> ★★★

《 2 級課題 》

【解答にあたっての注意】

1. 問題の指示により英訳してください。
2. 解答語数に特に制限はありません。適切な箇所で行って改行してください。
3. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。
4. 課題は3題あります。それぞれの課題の指示に従い、3題すべて解答してください。

問1. 実施例

下掲の記述はある日本語明細書からの抜粋です。この記述のうち、<START> と<END> との間の部分(2か所)を英訳してください。記述の他の部分及び添付図面は参考として利用してください。

【課題】 曲面状の部分に添付された有機ELパネルの輝度ムラを抑制できる有機EL装置を提供する。

【解決手段】

本発明の有機EL装置10は、第1端子21aを有する第1電極21、発光層及び第2端子22aを有する第2電極22を有する可撓性の有機ELパネル1と、前記有機ELパネル1を1つ又は2つ以上並べて添付可能な添付領域を有するベース部材5と、前記第1端子21a及び第2端子22aを通じて発光層に給電する第1弾性導電体41及び第2弾性導電体42を有する配線部材3と、を有し、前記ベース部材5の添付領域が、曲面状に形成された曲面部53を有し、前記有機ELパネル1が、前記曲面部53を含む添付領域に添付され、前記第1弾性導電体41が、前記第1端子21aの表面に密着され、且つ、第2弾性導電体42が、前記第2端子22aの表面に密着されており、前記第1及び第2弾性導電体41、42が、前記曲面部53よりも柔軟である。

<START>

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、本発明について、図面を参照しつつ説明する。ただし、各図に表された厚み及び長さなどの寸法は、実際のものとは異なっていることに留意されたい。

本明細書において、有機ELパネルの表面は、板状の有機ELパネル又は各層の一方の面を指し、有機ELパネルの裏面は、表面とは反対側の面を指す。配線部材の裏面は、有機ELパネルの表面に向かい合う側の面を指し、配線部材の表面は、その反対側の面を指す。ベース部材の表面は、有機ELパネルの裏面に向かい合う側の面を指し、ベース部材の裏面は、その反対側の面を指す。本明細書において、用語の頭に、「第1」、「第2」を付す場合があるが、この第1などは、用語を区別するためだけに付加されたものであり、その順序や優劣などの特別な意味を持たない。本明細書において、「PPP～QQQ」という表記は、「PPP以上QQQ以下」を意味する。

<END>

【0014】

本発明の有機EL装置は、ベース部材と、前記ベース部材に添付された有機ELパネルと、前記有機ELパネルに給電する弾性導電体と、を有する。

本明細書では、有機EL装置を構成する、有機ELパネル、弾性導電体及びベース部材を先に説明し、その後、本発明の有機EL装置の様々な実施形態を説明する。

【0015】

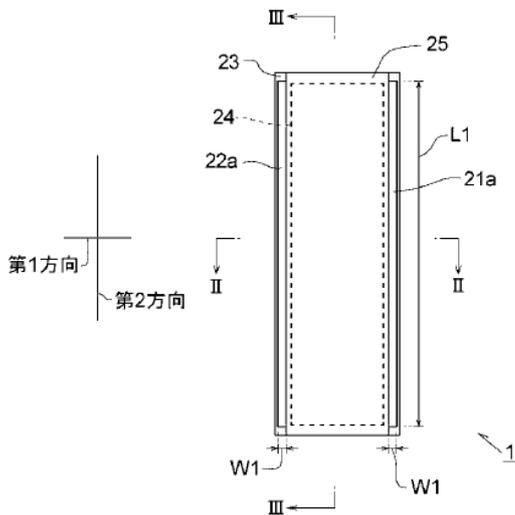
[有機ELパネル]

図1は、有機ELパネル1を表面側から見た平面図である。有機ELパネル1がトップエミッション型である場合には、その表面は、光が出射する面を指し、有機ELパネル1がボトムエミッション型である場合には、その表面は、光が出射する面とは反対側の面を指す。なお、本発明の有機ELパネル1は、トップエミッション型、ボトムエミッション型、又は、両面発光型の何れでもよい。

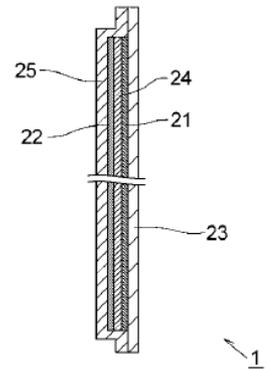
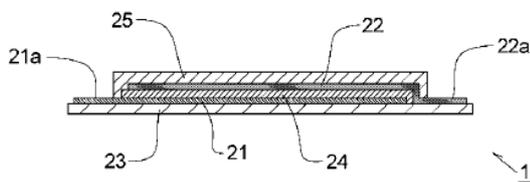
<START>

図2は、図1の有機ELパネル1を、第1及び第2端子21a、22aを有する箇所にて第1方向と平行な線で切断した断面を拡大した図である。図3は、図1の有機ELパネル1を、端子を有さない箇所にて第2方向と平行な線で切断した断面を拡大した図である。なお、図3において、断面構造に変化がない中間部を省略している。前記第1方向は、有機ELパネル1の任意の1つの方向であり、前記第2方向は、有機ELパネル1の面内において前記第1方向と直交する方向である。

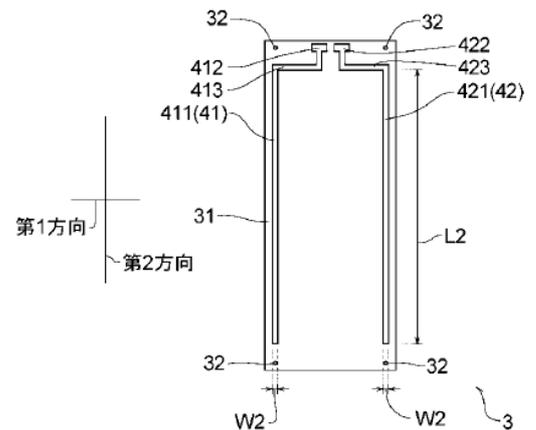
<END>



【図2】



【図4】



【0082】

- 1 有機ELパネル
- 21 第1電極

- 2 1 a 第 1 端子
- 2 2 第 2 電極
- 2 2 a 第 2 端子
- 3 配線部材
- 4 1 第 1 弾性導電体
- 4 2 第 2 弾性導電体
- 5 ベース部材
- 5 3 曲面部
- 1 0 有機 E L 装置

問 2. 背景技術

下掲の記述はある日本語明細書からの抜粋です。この記述のうち、<START>と<END> との間の部分(2 か所)を英訳してください。記述の他の部分は参考として利用してください。

発明の詳細な説明

【技術分野】

【0001】本発明は、健康管理プログラム、健康管理装置及び健康管理方法に関する。

<START>

【背景技術】

【0002】近年、センシング技術により取得したバイタル情報(例えば血圧や心拍数、体温等)を用いて、人の健康状態を判定する技術が知られている。人の健康状態を判定する技術の中には、スポーツ競技の分野に適用されるものがある。

【0003】

例えば、トレーニング中に取得したバイタル情報を用いて、スポーツ競技中の選手の健康状態を判定する技術が知られている。このような技術では、例えばトレーニング中に取得したバイタル情報の平均値等を算出した上で、スポーツ競技中の選手から取得したバイタル情報と、算出した平均値等とを比較することで、選手の健康状態を判定する。

【0004】

このような技術は、例えば特開2009-150XXX号公報、特開2011-245YYY号公報、米国特許9975ZZZ明細書に開示されている。

<END>

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ここで、スポーツ競技（以下、単に「競技」とも表す。）の大会には、屋外等の広い場所で多人数の選手が一斉にスタートして、ゴールまでのタイムを競い合うものがある。例えば、トライアスロンと呼ばれる競技の大会では、数十～数百人の選手が一斉にスタートして、水泳（スイム）、自転車ロードレース（バイク）及び長距離走（ラン）の3つの種目を連続して行って、ゴール（フィニッシュ）までのタイムを競い合う。

<START>

【0006】

このような多人数の選手が屋外等の広い場所で一斉にスタートする競技の大会では、健康状態が悪い選手を、競技の監視員等が発見することが困難な場合がある。例えば、トライアスロンでは、数十～数百人の選手が一斉にスタートして、集団で水泳種目を行うため、健康状態が悪い選手を監視員等が発見することが困難な場合がある。

【0007】

開示の技術は、健康状態が悪い選手を効率的に発見することを目的としている。

<END>

問 3. 特許請求の範囲

下掲の記述を米国出願用として英訳してください。

請求項 1

機関始動操作時に自車の前方の障害物および後方の障害物をそれぞれ検知する第 1 および第 2 の検知手段と、
前記第 1 および第 2 の検知手段の出力に基づいて自車から前記前方および後方の障害物までの距離をそれぞれ計算する第 1 および第 2 の計算手段と、
前記第 1 および第 2 の計算手段の出力に応じて危険発進の惧れの有無を判断する判断手段と、
前記判断手段の出力に応じて選択的に警報メッセージを運転者に対して発する警報手段と、
を有する車両の危険発進防止装置。

請求項 2

前記警報メッセージが音声メッセージおよび視覚メッセージの少なくとも一方である警報手段を有する請求項 1 に記載の装置。

請求項 3

前記第 1 および第 2 の検知手段のうち少なくとも一方が超音波センサーである請求項 1 に記載の装置。

請求項 4

前記機関が電動モーターである請求項 1 に記載の装置。

請求項 5

前記警報手段の作動を選択的に解除する手動操作可能な解除手段を有する請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の装置。